

# 選挙大干渉の政治史的考察(1)

春田 国男

A Consideration on “Senkyo-Daikanshō”  
in terms of Political History (1)

Kunio HARUTA

一

明治から始まる日本の近代史は、幾度となく重大な転換点を迎えた。それはまず〈明治維新〉であり、〈西南戦役〉であり、〈日露戦争〉であり、あるいは〈大正デモクラシー〉や〈満州事変〉であり、その他多くの出来事である。そしてそうしたケースには、これまで数多くの人々が、様々な角度から研究解明の光を当ててきた。

しかしそれに比較して、出来事そのものが持った社会的インパクトや政治的な重要性は、前記のケースと同等あるいはそれ以上でありながら、これまでほとんど研究が進められず、解明もなおざりにされてきたのが、明治25年の〈選挙大干渉〉である。

明治25年、第2回の総選挙を目前にした日本の政治状況は、まるで維新前夜を再現するかのように、混乱と激動、対立と抗争の渦の中にあった。日本最初の議会で、自由民権の流れをくむ民党議員のために、予算案をめぐって大きな苦汁を飲まされた明治政府は、来るべき第2回の総選挙では、必ずや民党勢力を根絶し、民党国会議員をただの一人でも出現させまいと奮いたった。この山県有朋や品川弥二郎の決意の裏には、明治天皇の意図がどうやら存在した節がある。

やがて選挙戦に入るや、内相品川弥二郎の指

揮の下に、全国に亘って官吏たちと警察官が躍り出て、考えつくかぎりのあらゆる選挙干渉の手段が用いられる状況となった。買収、脅迫、殺人と傷害、演説妨害、デマ、投票所占拠、投票箱の持ち逃げ……。この間、反撃に出た民党との間には、死傷者あわせて400名以上という、内戦にも似た壮絶な衝突が繰り返される。

本稿は、この明治25年選挙をドキュメントとして考察し、日本議会政治の誕生風景を描くことを意図したものである。そしてそれは同時に、現代日本社会にまで至る〈日本型政治〉の基層に、できうるかぎりの光を当てようとした、筆者の試みに外ならない。

二

日本にはじめて国会が誕生したのは、明治23年11月26日である。もっとも府県会や市町村会といった、いまでいう地方自治のレベルでは、すでに議会が活動していたから、この23年が正確には日本の議会政治の始まりの年というわけではない。

ただそうした府県会や市町村会の中身はといえば、どこまでも中央政府の、下請けや翼賛の機関にすぎず、議会政治とよぶにはあまりに貧相なしろものであった。たとえば、このころ府県会で審議できる問題の範囲は、〈地方税ヲ以テ支弁スベキ経費ノ予算及ビ其ノ徴収方法〉に

限られた。しかもその狭い範囲のなかで、府県会が仮にその土地の住民にプラスとなる議決をしたとしても、そのあとで、中央から天下ってきた知事や県令の同意がなければ、その議決はゼロと同じであった。それどころか、かれらはいつでも府県会の活動をストップさせる権限を持ち、さらに中央政府の内務大臣は、府県会の解散権すら有していた。

このような事情は、国民にもっとも身近な市町村会のレベルでは、さらに具体的である。明治21年といえば、憲法発布の前年であるが、この年4月、政府は市町村制を公布した。内容は市会や町村会の権限をこと細かに定めたものだが、興味深いのはそうした条文のあとにつけくわえられた制定理由である。なかでも、選挙権をなせ財産によって制限するのかというつぎの説明は、歴史のなかでも特に記憶されねばならない。

本制ニ於テハ、納税額ニ依テ選挙人ノ等級ヲ立テ、選挙権ヲ以テ市町村税負担ノ輕重ニ付随セシム。蓋名譽職ニ任スルハ町村公民ノ輕カラサル義務ナレハ、資産アル者ニ非サレハ之ニ任スルコト能ハス。(中略) 等級選挙ノ例ハ本邦ニ於テハ創始ニ関スト雖モ (中略) 此選挙法ニ依テ、以テ細民ノ多数ニ制セラルルノ弊ヲ防クニ足ルヘキヲ以テナリ。

たとえ形式的であっても、公布というたてまえをとった法律のなかで、これだけストレートに、弱肉強食の論理が展開されると、明治維新とはいったいなんだったのかと、考えざるをえない。ここにいう〈細民〉が、当時の日本にどれほどの割合で存在したかという点、たとえば明治22年調べの茨城県の人口はおよそ100万人、このうち市町村会の有権者はたかだか10万人であった。とすれば住民の約9割が〈細民〉であり、ごく身近な村や町の政治になんの発言する機会も与えられず、封建時代そのままに生活していたことになる。

しかし一方では、こうした政治的無権利の状況が、文明開化の波に洗われはじめた人々の胸

に、早くから社会矛盾と映ったのも確かである。明治7年から始まった自由民権運動の大波のなか、14年の五日市憲法はつぎのような宣言をつづった。

府県ノ自治ハ各地ノ風俗習例ニ因ル者ナルカ故ニ、必ス之ニ干渉妨害ス可ラス。其權威ハ国会ト雖トモ之ヲ侵ス可ラサル者トス。(22条)

この条文などは、のちの市町村制や明治憲法ではまったく無視され、ようやく現在の憲法で保障された〈地方自治の本旨〉を、100年以上も前に先取りしたものである。これだけみても、細民の汚名を受けながらも、新しい思想にあおられた人々の政治への熱意が、このころいかに燃え立っていたかが想像できる。

そしてその結果、もちろん多くの流血や犠牲者のあとに、明治憲法が発布され、まがりなりにも日本は立憲国となり、公選された議員がつどう国民議会が誕生した。それだけみると、〈万機公論ニ決スヘシ〉という御一新の夢が、ついに実現したかのようであり、それまでの政府と国民の攻防が、政府の敗北で決着したと受け取れるかもしれない。しかし実際は、政治の主役はどこまでも天皇と政府であり、勅令という切り札さえ出せば、いとも簡単に議会のけちらすことができた。

こうした憲法の中身について、出現を待望しつづけた国民の胸に、どのような反響をひきおこしたかは、くわしくは別書にゆずる。ただ意外にも、大勢は憲法発布を祝賀する気分がしめて、その精神や内容を批判的にコメントする声はほとんどおこらなかつた。もっとも当時の刑法では、一般の国民が国法を云々すれば、ただちに不敬罪や官吏侮辱罪として告発され、投獄の憂き目を見たから、そう気安くは憲法批判などできなかつた。その点では、すでに日本の政治ベースは、伊藤博文や山県有朋らの明治政府ががっちり握り、明治10年代の国民の政治的情熱の高まりなど、それこそ、いともあっさりつけらされたといえる。

ところで問題は、この明治憲法や市町村制ではない。憲法発布と同日、明治22年2月11日に衆議院議員選挙法が公布され、その冒頭には、つぎのような明治天皇の言葉がかかげられた。

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ、衆議院議員選挙法及付録ヲ裁可シ、之ヲ公布セシメ、併セテ帝国議会ヲ召集スルノ年ヨリ、本法ニ依リ選挙ヲ施行セシムヘキコトヲ命ス。

現代の感覚からすると、法律の制定は日の当る場所でおこなわれ、その経過も十分に国民の知るところと、つつい想像しやすい。しかし事実はこのとおり、わずか10名たらずの枢密顧問官たちだけで、日本最初の選挙法は作りあげられた。もっとも、明治憲法の場合などは、伊藤博文とその側近のわずか4名の起草であるから、それにくらべるとまだしもといえる。

しかしそれでも、この選挙法の出現は、当時の日本国民にとって、計り知れないほど大きな意味を持った。日々の実感という点では、憲法よりずっと身近であり、これからの国民の権利の行く末を見定めるには、なによりの法律の制定であった。これまでの、自由民権思想をかざしての政治的気運の盛り上がりは、すべてこの、〈選挙〉を前提とした議会政治の実現をめざしたものであった。いうならば、この選挙法こそ、その時まで、日本の国民がいったいどれだけの運動の成果を得たか、それを具体的に示すものであったといえる。

では、先の天皇の言葉につづいて、どういった規定がこの法律に盛りこまれたかといえば、簡単にはつぎのとおりである。

まず最もポイントの有権者資格は、25才以上の男子で、そのうえ国税を年間15円以上納める者(6条)。また立候補者資格は、30才以上の男子で、これまた年間15円以上の国税納税者(8条)。ただし裁判官、会計検査官、警察官、神官、僧侶および教師といった人々には、立候補者資格は与えられない(9条・12条)。また実際の投票方法は、現在のような無記名とちがいで、自己の住所姓名を書いたうえに、さらに捺

印をおす(38条)。これ以外にも、投票同数の場合は、生年月日の早い候補者を当選人にするといった規定も含め、全部で111条が定められた。

ところでここで述べておきたいのは、明治の時代に出された法律は、多くの場合、条文数だけからいうと現在のものとまったく見劣りしない点である。むしろいま以上に細かく、考えつくかぎりのトラブルが想定されて、その解決方法が念入りに示された。その理由は、近代的な法治国家として世界にデビューしたばかりの、当時の日本の意気込みと同時に、それだけ厳しく法の網で国民を規制せんとしたものであった。そうした判断からいえば、この選挙法などは、政府がいわば全力投球した法律である。もっとも、これは後に触れるが、山県や伊藤の議会政治にたいするこのころのイメージは、〈超然内閣〉であり、たとえ議会はできても政府はそれにかかわりなく政策をおこなうという発想が、根強く存在した。この100条以上にもおよぶ、細かな衆議院議員選挙法の登場をみると、たかをくくりながらも、それでも議会政治という重圧が、いよいよかれらの身にかぶさってきたという、権力者たちの判断を読みとることができる。

しかし、それにしてもである。日本の歴史で、はじめて国民の国政参加の内容を定めたこの画期的な法律が、現実にはいかに恣意的な作られ方をしたかを知ると、なんとも驚かざるをえない。

たとえば、もっとも肝心な有権者資格である。どれだけの数の国民に、国会議員を選びだす権利を与えるかは、もちろん大問題であったが、先にも述べたように、年間国税(地租あるいは所得税)を15円以上納める、25才以上の男子にかぎられた。当時は、政談演説を聞きに行くことも政党に入ることも、女性には禁じられた時代であるから、国民の半数たる女性の参政権は、ここでは論外とする。それと、かつて自由民権運動が最高に盛り上がった時期に登場した、普通選挙の声も、この20年代には非現実的なプロ

グラムとして姿を消していたから、考慮の外とする。

では、財産による制限選挙が大勢であったとしても、なぜ15円という線引きが出現したのだろうか。これについては、このころ伊藤のそばにいて、法律の草案づくりにあつた林田亀太郎は、つぎのような思い出を残している。

「種々議論もあつたが慎重考究の末、直接国税15円とすることになった。何故に15円としたか。議員300人に対し約45万の選挙人を得るからと云ふ外、別に意味あることにあらず。伊藤公は何処までも漸進主義の人である」  
(『明治大正政界側面史』)

さらに『内務省史』では、このときの事情がつぎのように語られている。

「納税要件についてもさきに述べたように意見のわかれたところであるが、当時の3府42県について、1府県平均1万人として全国で45万人の有権者という見込みから、15円とされたようである。また15という、たまたま、古来の元服の年とも符合することから15円とされたともいわれる」

はじめの林田亀太郎の、「別に意味あることにあらず」というセリフもおどろきだが、あとの元服年齢の15才に合わせて決まったという語などは、とんちんかんを通りこして、このころの法制定者たちの時代感覚をあざやかに示すものである。つまりはこの当時、国民のどの範囲までに選挙権を与えれば〈御一新〉の理想にかなうか、それをまじめに議論してできるだけ政治参加の幅をひろげる方向ではなく、あくまでも間に合わせの発想でしかなかった。それを取りつくりついでいけば漸進主義というこになろうが、本音は多くの国民をはじきだす線がとられたといつてよい。

次頁の表は、第1回と第2回の総選挙の、それぞれ有権者数をまとめたものである。

これで見ると、人口のなかで有権者が占める

最低の割合は、第1回東京の0.35%、最高でも第1回滋賀の2.3%である。これを全体で平均すると、国会議員選挙に参加できた日本国民は、第1回ではわずか1.13%、第2回はさらに下がって1.08%となった。人数からいうと、平均しておよそ44万人ということになる。ちなみに直接国税を15円納めるには、この当時、田ではおよそ1町5反、畑ではおよそ5町5反を所有し、所得なら年額1,000円を必要とした。巡査の月給が約7円、米1升が6銭の時代であつたから、こうした条件をクリアできる人々は相当な資産家だつたといえる。

なおその後の歴史をみれば、有権者の財産資格が直接国税10円以上に緩められるのが明治33年、3円以上となるのが大正8年、さらに財産制限がすべて取り外されたのが大正14年であつた。そこまでくるには、明治23年の第1回から数えると、およそ36年を要した。明治・大正という日本の近代は、適当な財産のあるなしで、まるまる政治的権利が左右された時代であつたといえる。

ところで、こうした財産制限で影響を受けたのは、なにも投票する側だけではない。晴れの第1回帝国議会に、代議士として登場することを夢見た、多くの候補者にしても同様であつた。かれらに課された条件も、やはり有権者と同じ、年間15円以上の納税である。

この数字が、いったいどういう理由で決められたかは、前の有権者のケースとちがひ、物語る資料はなにもない。しかし設けた側の発想としては、市町村会とおなじ、〈細民〉またはそれに近い人間が、数多く立候補する弊害を取り除こうとしたものであろう。当時の新聞には、かろうじてこのボーダーラインをこえた国会議員の一覧表が出ているが、その数は数十名にもよる。たとえば、高知から出馬した植木枝盛は、納税額16円44銭8厘。それがかれが関係していた新聞社の社屋敷地を、急抛、枝盛名義に仮装して、ようやくできあがった数字であつた。

おそらく他の候補者にしても、事情はほとんど似通つたものであり、代議士となるためのこ

## 第1回 総選挙 (明治 23. 7. 1)

## 第2回 総選挙 (明治 25. 2. 15)

道府県	人口 (明治22.12.31)	選挙当日の 有権者数	人口対有 権者数の 比率 (%)	道府県	人口 (明治24.12.31)	選挙当日の 有権者数	人口対有 権者数の 比率 (%)
北海道	—	—	—	北海道	—	—	—
青森	538,110	4,972	0.92	青森	551,389	4,791	0.87
岩手	667,115	4,660	0.70	岩手	676,665	4,506	0.67
宮城	760,291	7,867	1.03	宮城	758,013	7,244	0.96
秋田	690,122	8,140	1.18	秋田	703,482	7,366	1.05
山形	750,840	10,937	1.46	山形	764,701	10,430	1.36
福島	934,449	13,133	1.41	福島	964,578	11,885	1.23
茨城	1,014,354	15,543	1.53	茨城	1,034,620	15,103	1.46
栃木	699,121	10,486	1.50	栃木	722,510	10,152	1.41
群馬	722,865	8,580	1.19	群馬	749,030	7,992	1.07
埼玉	1,069,144	17,965	1.68	埼玉	1,087,361	17,476	1.61
千代田	1,184,062	16,648	1.41	千代田	1,196,785	16,604	1.39
東京	1,628,551	5,715	0.35	東京	1,500,026	5,458	0.36
神奈川	960,069	8,515	0.89	神奈川	992,047	8,394	0.85
新潟	1,681,985	17,748	1.06	新潟	1,700,427	17,027	1.00
富山	745,248	10,688	1.43	富山	759,040	10,183	1.34
石川	751,605	9,664	1.29	石川	753,445	9,365	1.24
福井	602,342	8,618	1.43	福井	605,014	8,377	1.38
山梨	452,781	3,805	0.84	山梨	463,263	3,658	0.79
長野	1,128,690	10,602	0.94	長野	1,158,936	10,226	0.88
岐阜	918,456	10,113	1.10	岐阜	930,604	9,690	1.04
静岡	1,070,841	11,648	1.09	静岡	1,094,476	11,336	1.04
愛知	1,456,294	18,762	1.29	愛知	1,483,744	18,246	1.23
三重	918,369	17,337	1.89	三重	931,687	16,934	1.82
滋賀	671,788	15,456	2.30	滋賀	678,775	15,238	2.24
京都	887,031	7,517	0.85	京都	903,189	7,228	0.80
大阪	1,324,216	15,699	1.19	大阪	1,357,358	15,029	1.11
兵庫	1,541,731	22,233	1.44	兵庫	1,562,323	21,164	1.35
奈良	498,871	7,322	1.47	奈良	502,033	7,170	1.43
和歌山	627,332	5,769	0.92	和歌山	630,667	5,405	0.86
鳥取	399,060	4,377	1.10	鳥取	403,589	4,267	1.06
島根	695,782	7,106	1.02	島根	700,665	6,829	0.97
岡山	1,068,086	14,412	1.35	岡山	1,076,391	13,849	1.29
広島	1,303,457	12,306	0.94	広島	1,324,538	11,682	0.88
山口	922,497	5,806	0.63	山口	929,629	5,668	0.61
徳島	681,863	5,791	0.85	徳島	682,225	5,352	0.78
香川	668,548	5,344	0.80	香川	673,004	5,510	0.82
愛媛	921,708	7,205	0.78	愛媛	933,510	6,968	0.75
高知	575,852	5,542	0.96	高知	580,330	4,694	0.81
福岡	1,224,551	16,830	1.37	福岡	1,244,912	16,863	1.35
佐賀	560,594	9,562	1.71	佐賀	568,925	9,499	1.67
長崎	762,812	3,663	0.48	長崎	776,779	3,690	0.48
熊本	1,052,478	12,616	1.20	熊本	1,064,885	12,179	1.14
大分	788,635	5,940	0.75	大分	790,063	5,821	0.74
宮崎	412,729	3,304	0.80	宮崎	424,033	3,285	0.77
鹿児島	998,153	4,926	0.49	鹿児島	1,014,560	4,761	0.47
沖縄	—	—	—	沖縄	—	—	—
合計	39,933,478	450,872	1.13	合計	40,404,226	434,594	1.08

(注) 人口は第1回については、内閣統計局編「日本帝国第10統計年鑑」明治24年刊、第2回については、同じく「日本帝国第12統計年鑑」明治26年刊による。

の最初のハードルをこえるには、かれらには四苦八苦の算段が必要だったにちがいない。

このような財産制限と同時に、このときの選挙法で特に目立つのは、投票方法である。投票人は自己の住所氏名とおまけに印を押すことまで強いられた。もちろんいまの選挙では、憲法によって〈投票の秘密〉が保障され、どの候補者に投票したかがあきらかになるような機会は、まずありえない。また、仮にそのような状況をつくった者には、1年以下の刑罰と公選法は定めている。これなどは投票を秘密にすることで、外からの干渉をのぞいて、投票者の自由な意志をまず保障せんとしたものである。

しかし、この制度にしても、干渉がなければどこまでも自発的に投票するであろうという、有権者への信頼がまず根本である。いいかえれば、民主政治がある程度成熟した社会で、はじめて思いつく選挙のスタイルである。ところが、明治23年では、有権者たる権利を与えられたのは、なにしろ国民のおよそ1%であった。政府には、国民の心情や迷惑を考えて、投票の秘密を守るといった配慮は、はじめから存在するものではなかった。

では、当時かれらが、いったいどういうイメージで投票行為を考えたかという、伊藤博文の実に率直な思い出話が残っている。

「そこで先づ此選挙に関して、最初記名投票を取ったことからお話するが、当時段々研究をして見た所が、如何にも記名投票は公けであつて、人の意志を公けにし、殊には投票は参政権に対するの権利であつて、1には又義務であるから、之を秘密にするの必要はなからうと云ふの觀念、又實際公けにして居る所があるのである。而して此研究中に於て一説を承つたことがあるが(中略)其私が承つた一説といふのは、私が英国に於て英国の憲法学者と、英国憲法の考究を致す時に、投票は秘密ならざるべからずといふ説を承つたのである。夫れは如何なる理由であるかと云ふと、ジョン・スチワード・ミルといふ経済学者の

説によると、一国の人民が国家の利害得失に関する所の政治に参与する、所謂参政権は、国民として、男子として、最も榮譽の職務である、其職務を執行する上に於て何の秘密を要するか、正に公に公然と其職務をつくすべしと云ふのである。」

(明治32・2・20 選挙法改正期成同盟会での演説)

ミルといえば、憲法や国会ができるまでの自由民権の時代に、この伊藤が敵手とした民権家たちが、こぞって信奉したイギリスの近代思想家である。そのミルの言葉を、逆手にとって、選挙法をつくる際の重要な参考にしたというのは、いかにも伊藤の政治家としてのしたたかさであろう。

しかし、実際にミルがそうした理論を展開したか否かはさて置いて、当時の政府関係者の思いのなかには、選挙権はやはり国が恩典的に国民に与えるものだという考えが、強くはたらいたにちがいない。そのありがたい権利を行使するのに、自分の存在を明らかにすることもなく、秘密のうちに行うとはなにごとか。それこそ、憲法を發布し国会開設を承諾された天皇に対し、不敬のふるまいであろう。

とはもちろん、そこまでは伊藤も述べてはいない。ただこの当時の、明治政府を構成した人々が、選挙という近代的な政治スタイルについて持った感覚は、せいぜいこの程度である。むしろ伊藤あたりは、さすがに立ち直りが早く、こうした記名投票の、時代錯誤や現実離れの部分にいちやく気づいた。その間の事情は、おなじ演説中のつぎの言葉である。

「凡そ選挙の弊害に付ては、独り選挙人、被選挙人の挙動のみから起こるものではない。政府といはうか、或は寧ろ選挙に関する官吏といふ方が適當であろうか、充分に其規則を励行するの力に乏しかった為めも余程ある。(中略) 實は明治26年に私は此選挙法を改正せざるべからずといふ説を唱え出したのであるが、當時に在つては、憲法及び憲法付属の

諸法典を、私と共に取調に従事した連中も、悉く私に向って異存を唱へて、為に日月を送り（後略）」

ほかにも、記名投票を採用したのは、「自己の過失」であり、「実地経験がない」故の失敗であったと、伊藤は回顧している。

これほどあけすけに、自分が推進した政策の非を認めた政治家の言葉もめずらしい。しかし反対に考えると、現実の混乱がそれほどすさまじかったといえる。投票することが、たとえ名誉であり選ばれた者だけのはれがましい行為であっても、その中身がすべて白日の下にさらされるとすれば、話はまったくちがった。たとえば、これなどは真実か否かいまだに私は信じかねているのだが、東京3区の第一回選挙では、当の有力候補者自身が選挙立会人となった。こうなると、選挙はもはやたんなる儀式であり、有権者にとっては候補者への追従を示す機会にすぎなかったとみるほかはあるまい。

### 三

ともあれ舞台の準備は完了した。思惑はいろいろにちがっても、まずそこに上がるしかない。選ばれる国会議員の数は300名。選挙区制はというと、定員1名の小選挙区が214、2名の中選挙区が43と、圧倒的に小選挙区が主である。これまた問題であったが、ここではこれ以上触れない。

しかし意外にも、大混乱が当然のごとく予想された第1回の総選挙は、ほとんど平穩に終始した。もちろん、買収や供応それに暴力沙汰が生じなかったわけではない。告発された選挙違反の件数も、およそ十数件あり、すべて公明に実施されたわけでもなかった。しかしそれでも、日本の歴史はじまって以来の出来事としては、まったく予想外の平穩ぶりであった。

それにも、狂奔、雑踏、盆と正月と師走と祭礼と婚礼と葬礼のいっしょになりたる程のことはあるらんと思ひきや……閑雅幽静きわ

まりたる有様（後略）。

（明治23・7・13 「東京日日」新聞）

この奇妙な静けさの原因には、まずなにより、選挙にたいして、政府の介入がほとんどなかった点をあげねばならない。

ではなぜ、それまでは反政府の動きにことさら神経をとがらせ、明治20年には一夜のうちに600人ほどの民権家を、東京から追放するといった荒療治に努めてきた政府が、このかんじんな時期に積極的な攻勢を手びかえたのであろうか。

これについては、当時の日本が、焦眉の外交問題として外国との不平等条約の改正交渉を抱えていた点、そのためにはじめての総選挙が外国注視のもとにあり、日本が文明国としてこのハードルをいかに乗り切るかといった、外からの関心を政府がとくに重んじたという理由が挙げられる。そのあたりの事情をうかがわせるのは、つぎの新聞報道である。

○選挙に関する政府の方針 第一帝国議会の総選挙に就ては、政府は可成非干渉主義を守り、選挙の競争には更に干渉せざりし。又地方裁判所にも訓令して収賄等の告訴は成るべく受理せしめざるごとしたり。之れ1には国体を重んじ、賄賂脅迫詐欺其他の醜行を外国に知らしめざらんことを期してなり。（後略）。

（明治25・1・24 「東京日日」新聞）

「東京日日」といえば、このころ政府の御用紙という評判高い新聞である。したがって、他紙よりも政府の内情に通じていたことはうたがいがなく、政府関係者のそうした言を、記者はおそらく聞きこんだものであろう。しかしそれにしても、現実の違法行為を、国体や外国への対面という理由だけで見逃し、裁判所が告訴を受けつけよう取りはからったというのは、それが事実ならあせんとするほかはない。

たしかに、当時の日本の空気全体に、外国の思惑を重視し、政治的な発言や行動がなにかに

つけて左右される傾向があったのはたしかである。ただふしぎなことに、どの国のどの外交官が、どういった思惑をもち、日本をどのように批判したかという証拠は、なかなか見当たらない。どちらかという、日本人だけの思い込みが先行し、近代国家としての体裁をことさらに意識した、奇妙な興奮ぶりが匂ってくる。第1回総選挙から国会招集にかけての時期は、そうした気分がいわば頂点に達した時間であり、いずれの新聞にも〈東洋最初〉、〈亜細亜の第一議会〉といった高潮した気分の大見出しが躍った。そのあたりを伝えるのは、やはりさきの伊藤演説である。

「我日本の過去の歴史に於ては、深く述ぶる必要もないが、日本の変革といふものは実に偉大なものであるといふ事は諸君も知らるる通りである。而して私が常に感じている所は、何れの国に於ても多くは皆封建であったものであるが、封建より一度専制に移って、それから立憲政治に移ったのである。然るに日本ばかりはさうでない。封建から一足飛びに憲法政治に移ったといふことを私は断言するに憚らぬ。(中略)斯の如きの例は何れの歴史を繙いて見ても決して見出すことは出来ない。日本人は実に善を選んで、之を採るに吝ならざる者と考へるのである」

世界の歴史に例を見ないほどの、一大変革を日本がなしたと、そう堂々と胸をはるためにも、最初の選挙から政府が干渉するわけにはいかなかったであろう。もちろんこの演説で、博文がいうように、日本が封建の世から専制時代なしに一足飛びに立憲政治をむかえたかは、これは大いに問題である。明治政府が憲法をつくり、国会をひらく約束をしたというのも、もとはといえば国民の下からの盛り上がりゆえであり、政府はやむなくというのが歴史の真実であった。むしろ立憲政治への転換にできるだけブレーキをかけて、ほとんどそれまでの政治姿勢のままに、政府が臨もうとしたことはすでに見たとおりである。

ではあれほど有権者や候補者を財産でしほりにかけ、しかも記名投票という仰々しいスタイルを採用した、第1回の選挙結果はどうであつたろうか。

ここでそれを見ると、政府派としては大成会・国民自由党が84名、野党の民党派は立憲自由党・立憲改進黨が170名、のこりは無所属の45名が日本最初の代議士ポストを獲得した。ただ無所属とはいっても選挙中とりあえず中立のポーズをとったにすぎず、実際は政府派だったことは、当時の歴史家がつぎのように分析したとおりである。

「政府側にて干渉を意識せざるべけれど、御用議員を選出するに力を用いたり。如何に政党が反対するかの明かならざるも、既に発展する所に徴し、政府に有利ならざるを察し、之に対抗すべき議員に便利を与へ、中立の名にて当選せる者少なからず」

(三宅雪嶺『同時代史』)

しかし、この中立議員を数にいれても、政府派は過半数にも達しない。きたるべき栄光の第一議会は、民党ペースで進むことはもはやだれの眼にもあきらかであった。

ではなぜ、政府にとっては先行きがなんとも暗い、こうした選挙結果になったのであろう。第一の理由はすでに見たように、選挙戦への政府の熱の入れかたが不十分だった点である。しかしそれと同時に、民党側の候補者の力量、いいかえるとこれまで国民のあいだに浸透したかれらの勢力を、政府が多分に甘く見たのが、大きな原因であった。

たとえばこの時の当選議員中、府会や県会あるいは市町村会といった地方議員のキャリアを持つ者は、自由党では72%、改進黨では80%にもものぼる。政府の強固な締めつけがたとえあったとはいえ、こうした地方議会が民党派の活躍の場となり、その地で長年築いた地盤が、国政選挙となつてもいかに大きな力となつたかは、天下りの政府派候補者の比ではなかった。



それに、たとえこのような議員キャリアのない民党候補者でも、政府派の人々にはない、強力な武器が備わっていた。それこそ、かれらが自由民権につちかった、〈雄弁〉という自前の武器である。いかに政策をアピールし、政府のやりくちを攻撃するか、その点ではかれらはいずれも筋金入りであった。もちろん当時の演説会には、常に巡査が臨席し、弁士が政府批判に及ぼうものならただちに演説中止、はては演説会そのものの解散を言い渡した。田中正造、植木枝盛、尾崎行雄、河野広中、島田三郎……第1回選挙でつぎつぎと勝ち名乗りをあげた民党の代議士たちは、すでにこうした官憲とのつばぜりあいを十分に経験し、逆に取り締まる側をいかに料理するかを、しっかりと心得た歴戦の闘士たちであった。このような経験とそれによって得た知名度とが、このときのかれらの選挙戦に、大きくプラスしたことはいうまでもない。

また、それ以外の理由としては、民党の選挙スローガンであった〈民力休養〉〈経費節減〉が、国民の多くの支持を集めたことがあげられるが、ここではその指摘にとどめる。

#### 四

しかし、政府の思惑はずれとなったのは、なにも選挙結果ばかりではなかった。選挙にひきつづき、明治23年11月末から始まった第一議会の成り行きも、明治政府にとっては、また予測の外であった。

ここで当時の主な内閣メンバーをながめると、総理・山県有朋、大蔵・松方正義、内務・西郷従道、陸軍・大山巖、海軍・樺山資紀といった布陣である。総理の山県を除くと、維新の元勳たる伊藤博文、井上馨、黒田清隆といった実力者は、だれも顔を見せない。いわば二流の内閣であった。ほかに、かつて反政府陰謀で投獄された経歴をもつ陸奥宗光や、ついさきごろまで民権運動の指導者だった後藤象二郎が、逋信というたとえ伴食のポストであっても入閣しているのが、眼につく程度である。

この山県内閣と、いまや議会の主導権をにぎ

った民党とが、まず対決したのは、明治24年度の予算をめぐるものである。もちろん国会開設以前は、国家予算について政府外からの注文がついたり、またそれに影響されはじめのプランがひっくりかえったという例は、絶えてなかった。すべては、政府の思いのままに政策が定められ、それに必要な予算案が作られると、あとは天皇の承認を得るだけの手続きであった。しかしこの23年がきたとき、政府と天皇の蜜月の状況に、国会という第三者がはじめて割りこんだのである。

ただ、いまの日本の議会政治と、当時誕生したばかりの議会政治とでは、大きく異なる点がひとつある。前年に出された帝国憲法には、立法権の主体は天皇だと、はっきりと明言された。したがって、議会と政府がぶつかりあい、法案の行く末が仮に定かでないケースでも起こると、〈上奏〉がおこなわれ、一刀両断に天皇が決定するという状況が、十分にありえた。

しかし、最後の手段として明治政府の側でそれを考えたとしても、はじまりの議会から、その宝刀を抜くわけにはいかない。なにしろ先にも述べたように、〈東洋初〉の議会である。立憲政治の看板をようやく掲げて、世界の舞台にうって出たばかりの日本である。議会の混乱だけでも大変なマイナスであり、ましてその解決策に、天皇の大権でしか問題を処理できないとあれば、日本の体面はどこにあるというものであった。

ともあれサイは投げられた。総選挙から4ヶ月がたった11月末、第一議会は開幕した。しかし、わきたったお祭り気分は、こと議場内にかんするかぎり、わずか数日で消え失せる。それから後は、ひたすら数字をめぐるの、すさまじい攻防がはじまった。

このとき、政府が議会に示した明治24年度予算案は、歳出総額で8,300万円というスケールである。現在の数兆円という数字とくらべればわずかな額であった。しかしこれが、当時の日本国民にとってどれほどの感覚でうけとめられたかは、一年間の納税15円以上の人々が、たか

だか国民の1%にすぎなかった事実を思い起こすだけで十分である。

では、具体的に予算案の内容がどうであったかといえば、膨大な人件費と、早くも軍事大国への発展を予想させるような大幅な軍事費が眼につく。ただこうした予算は、なにもこの年はじめて登場したわけではない。前年もほぼ同様の予算であり、それが日本の歴史上はじめて、国民の前に示され、検討の材料にされたというのが、画期的な意味をもった。

当時の山県内閣のメンバーは、栄光の第一議院に臨むには、いささか迫力不足の顔ぶれであったことは先に述べた。しかし、その全体の性格をいうと、軍人としての山県の経歴を反映し、強面内閣であった。世間のかれに対する評価が、〈サーベル大臣〉であったのが、そうした印象をいかにも物語っている。したがって、もしこの第一議院で、正面から軍事費が取り上げられていたとすれば、山県内閣は、より感情的にそしてより戦闘的に民党と対峙したにちがいない。しかし政府の軍事予算がはじめて議院から大ナタをふるわれるのは、つぎの第二議院である。

その軍事費にかわって、いまや過半数となった民党派が、遠慮会釈なしに削りにかかった予算案は、官吏の俸給を中心とした人件費である。明治政府がほぼ形をなした十年代初頭からみると約5倍にも達し、毎年確実に役所や部署が生まれ、それにつれて官吏が増え続けた。当時の呼び名である〈官員〉を使えば、まさしく官員天国の出現である。民間で職を得るよりは、官吏となるのがなにより出世の早道であった。二葉亭四迷『浮雲』の主人公文三が、一度は得た下級役人の職を失い、恋人お勢の関心も失って、悶々とする姿は、いかにもこのころの世の中の様子を浮き彫りにしている。

こうした空気が、一度は反政府の側にたった人々のあいだにさえ、明治20年前後から次第に広がっていたという事実は、つぎのような新聞社説からも見てとることができる。

「去年の新聞記者たり演説家たりし人物の、

忽に奏任御用係となりて其姿の昔しにかはるもなからめやは(中略)何とて万物の霊てふ人は斯くまで軽薄なるや。(中略)故大久保公は人に語りていはるる様、今の民権家と称ふる人物は百円の月給にて容易く其志操を奪ひ得べけれども、彼の維新前の勤皇浪士は、骨を砕きても、敵党に向ひて腰を折る如き卑劣の挙動なかりしと云々(後略)」

(明治18・4・17 『自由燈』)

明治18年がこのありさまであったから、国会開設の23年当時には、この傾向はさらにエスカレートしていたといつてよい。いいかえれば、100円の月給をエサにかつての過激な民権家たちをとりこみ、つぎつぎと役人を増やすことで、明治政府はその権威を確立していった。したがって、この時期、もし政府の屋台骨を揺るがそうと試みるなら、もはや武力は望み薄であり、あとはこの官員天国になんとかクサビを打ち込むことしかなかった。民党の選挙スローガン〈経費節減〉も、この点に目標をしぼった、必死の戦術であったといえる。

はたして予想どおり、国会の審議はこの攻防に集中した。予算委員会で民党が出した提案は、官吏俸給の大幅カット、一律の給料制から仕事に応じての職能給の導入、さらに役人の出張旅費から官舎の家賃支払まで、おどろくほど事細かな経費の削減であった。政府にとってこれがいかに神経をさかなでするものだったかは、幾度も政府委員が席をけたてて退場する場面が出現したことで理解できる。

さて結果を急ぐ。

多くのドラマを演じながら、翌24年3月、第一議院はついに終幕した。政府原案より631万円の削減である。これが、政府と民党の、いずれの勝利といえるかは、いささか微妙であった。政府とすれば、かくもはっきりと、無遠慮に、政府の方針に異を立てられたこと自体が屈辱であった。しかも、政府と在野勢力とが長年争ってきた国内治安の問題や、軍事費をめぐる攻防ならまだしもであった。政府の骨組みでありそ

れを支える官僚制が、議会のいいように取り扱われたのは、これから先の議会政治の、不吉な展開を予測させた点で、強い苛立ちをおぼえさせたといえる。

ところが一方の民党側としても、第一議会の結末は、すべて満足のいくものではなかった。10%近くの大削減を要求して、はじめは一枚岩の団結で政府に立ち向かったかれらにも、この間、重要な軌みが生じた。審議がクライマックスに達した2月20日、民党の中の土佐派議員30名が、突然、政府と妥協する動きに走った。このときのかれの弁明は、なにしろ日本最初の議会であり、これ以上政府と対決すればすべて元の黙阿弥になるという論理である。しかし、どれほど言葉を重ねようとも、この30名の豹変が、窮地に陥った政府を救い、民党陣営に一大亀裂をもたらしたのはたしかであった。

こうした民党の混乱も含め、議会のありさまに愛想をつかし、〈無血虫の陳列場〉との痛烈なセリフを残して、中江兆民が国会議員を辞職した。かれの判断は、いまから見ると早急にすぎ、その勇ぎよさはいささか上つ調子な感はのがれない。しかし、議会政治が誕生したばかりのこの時期、早くも、これまでとちがった政治観が一部の人々を領しはじめた事実を、するどく兆民が指摘している点はずたがいない。当時、政府と土佐派議員の橋渡しに暗躍した陸奥宗光は、議会政治とは〈コンプロマイズ〉すなわち妥協だとの言葉を残した。兆民とくらべれば、いかにも現実政治家のしたたかなセリフである。しかしこの言葉が、格段の重みを持ちはじめたのも、この第一議会の現実であった。

## 五

ともあれ、最初の幕は無事におりた。一部の人間たちが大いに胸さわがせたように、衝突から解散という派手な活劇で混乱することもなく、予定の会期を終了した。

3月10日、多くの衆議院議員たちは、午前中は高利貸しをお供に歳費の半額を受取り、午後からは赤坂離宮での内閣主催のガーデン・パー

ティへとおもむいた。

かれらがふたたび上京し二度目の議会に臨んだのは、その日から八ヶ月以上がすぎた、11月末のことである。この間、世間の耳目を集めた最も大きな政治の動きは、当時の風刺画が数多く描いたように、山県有朋にかわってだれが内閣を組織するかであった。この点から見ても、第一議会の流れが、政府側にも深刻な不安としてのこり、きたるべき第二議会への懸念が、いかに真剣にかれらをつらえていたかがわかる。

このような貧乏クジの押しつけあいの果てに、新たな内閣総理大臣となったのは、前の蔵相松方正義である。だがかれの内閣には、元勳連中はだれ一人名をつらねず、ほとんどが山県や伊藤の腹心と見られる人物ばかりであった。内務大臣・品川弥二郎、海軍大臣・樺山資紀、陸軍大臣・高島鞆之助がとりわけそうした人々である。この松方内閣につけた世間の呼び名は、〈黒幕内閣〉であった。いかにもその軽さを皮肉ったものである。

しかしその一方で、いずれも軍人としてはなやかな経歴をもち、性格的に激情型タイプをそろえた松方内閣は、なにか特別な使命を託された内閣であるかのような印象を、漠然とながらも世間にあたえた。

八ヶ月ぶりに開かれた第二議会は、またまた予算案をめぐる攻防となった。政府が出した25年度予算の歳出総額は、前年とほぼ同じの8,300万円規模である。ただちがったのは、今度は新造艦船や砲台の建設、そのための製鋼所の新設といった陸海軍事費が、予算のポイントとして盛りこまれていた点である。こうした政府の方針は、前回にこりて、比較的民党に足元をすくわれやすい制度上の問題より、積極的に国防をうちだして、議会を力でねじふせることにあつた。

「第二期以下ノ議会ニ於テハ、政府ハ専ラ進為ノ氣象ヲ示シ、底ヲ吐露シ、政府ノ責任ト体面トヲ全クシ、且先ンジテ人ヲ制セザルベカラズ」—この意気たかい言葉は、明治政府の常にトップの理論家として存在しつづけた井上毅が、第二議会前に総理大臣松方に進言したセリ

フである。

しかし、この松方内閣を迎え撃つ民党派も、第一議会の混乱をそのまま24年末まで引きずっていたわけではなかった。自由党を脱党した土佐派議員は、この時期まだ「自由倶楽部」に拠ってはいしたが、議会在がはじまるやいなや、ふたたび民党派の戦列に加わり、軍事費中心の政府予算に立ち向かった。

やがて、政府案を削ることおよそ800万円、割合からいうと一割の大ナタで、議会査定案が成立した。新造艦、砲台はむろんのこと、これまでの陸軍省・海軍省の乱費ぶりまでが、徹底的に指弾されて、軍事費増額はほとんどゼロに近い結果となった。

西南戦争で勇名をとどろかせた海軍大臣、樺山資紀が、満面に怒気をみなぎらせて議場に立ちだかったのは、12月22日のことである。

「現政府は、内外の多難を切り抜け、ようやく日本をここまでにした政府である。諸君が、薩長政府とか、なに政府とか非難しようと、今日わが国の安寧を保ち、四千万国民の安全が保たれているのは、いったいだれのおかげだと思っているのか！」

演壇のコップをはねとばし、握り締めたげんこつを何度も頭上に突きあげるといった、壮烈なけんか演説である。瞬間議場は、海軍大臣のすさまじい剣幕に静まりかえったが、すぐに怒声と歓声の渦が入り乱れてわきおこり、民党派議員が壇上めがけていっせいに駆けよる大騒動となった。

しかしこの時の樺山演説が、おそろしく単純であり、本音であっただけに、議会対策が袋小路に入った当時の内閣にとって、ある種の決意の引き金になったことは疑いない。これ以上議会在が政府の足をひっぱるなら、いつそのこと解散してしまって、もう一度やりなおすのが得策ではないか。

実は、この判断こそが、この後政府の選挙大干渉を生む源となったものである。ともあれ樺山演説は、それまでの予算審議をすべて吹き飛ばし、松方内閣に、日本ではじめての、議会解散の名誉を担わせる決意をうながした。このと

き山県をふくむ黒幕たちが、内閣の決意にいかん意をあらわしたかは、つぎのような書簡に見ることができる。

「昨夜半電報按手一読候処、議会解散之詔勅発布之御報を忝し、為国家大賀之至に候。斯る情勢に切迫ならしめたるものは、政党之首領、陰謀を企図せしより喚起し来候付、党派の議員は勿論悔悟する之外有間敷候。春來御内談仕候様、政府に於ては、猶引続二回之解散を執行するの覚悟無之は、到底此目的を達候事無覚束儀と察候。(後略)」

(明治24・12 松方宛山県書簡)

予算案をめぐるここまで国会が紛糾したのは、すべて政党の陰謀である。かれらの真意は、自由民権の時代とおなじ、明治政府転覆のこざかしい企みにある。国会開幕で浮かれあがった民党派の連中を、いまここで叩いておかなければ、日本の政治は取り返しのつかないことになる。

当時の政府の人間たちが、はじまったばかりの日本の議会政治の成り行きを、いかに苦々しい思いで見っていたかは、この山県の言葉につきる。本心の部分では、国会の開設はやはり失敗であり早急にすぎたというのが、かれらの偽らざる思いであった。もちろんかれら自身が、もともと体質的に議会政治には不向きな人間たちであり、その政治感覚がおよそ前近代的であるという反省は、まるでなかったことは言うまでもない。

樺山演説から数日後、師走の深夜を役人を乗せた人力車が走りまわり、300の議員が、こんにやく版で刷られた解散詔勅文を突然うけとったことで、国会は終わりを告げた。前々年の憲法発布さらに翌年の総選挙から第一議会のオープンと、いっきに走りだした日本の議会政治としては、なんともあつけない中断となった。

だがこれで、日本の議会政治はその火をすべて消したわけではない。たしかに、そうすることができればと強く希望する人々も多く存在し

た。しかし外国への体面からいっても、そうした逆戻りはもはや不可能である。いうならば、仕切り直しであり、あらためて体裁を作り直すための、そのための中断であった。必要性からいえば、これは圧倒的に政府側にあり、それ故の議会解散であり、新たな選挙であった。

では、国会という舞台から突然放り出された民党の人々には、この出来事は、どのように受けとめられたのであろうか。もちろん解散は、かれらにとって青天のへきれきである。しかしそれでも、危機感にはほど遠く、いまから見ると、おどろくほどの楽観的な気分が大勢を占めた。

「噫選挙区人民諸君、今や諸君の議会は解散せられたり。(中略)彼の内閣大臣は余等第二期議会の議員を貞に国民の世論を代表するものに非ずと為し、以て全国選挙人に向ひて之を訴へたるものなり。噫諸君よ、彼の内閣大臣は原告人と為れり。而して諸君は裁判官と為りしなり。噫諸君よ、宜しく諸君の明鑑を以て之れが判決を下すべし。明かにして且つ正しき諸君の裁判に服せんと欲するものなり。(中略)噫諸君よ、立憲政体の真味は、只此時より之を得るに庶幾からん。余は実に国家の為に、立憲政体の為に却て今回の解散を悦ぶなり」

(明24・12・30 「国民新聞」)

国会議員植木枝盛の、「議会解散を命ぜられたるに就き謹で選挙人諸君に告ぐるの書」と題された文章である。内容は、さすが枝盛らしく、悲憤慷慨に満ち、意気たかいものであった。しかしこの時からわずか1ヶ月後、かれの選挙地たる高知だけで死者10名を出すほどの選挙戦が出現することを、枝盛はまだ想像すらしていない。ましてかれ自身、その戦いの半ばで、あえなくこの世を去っていく運命であることは、知る由もなかった。

たとえ解散は予想外であったとしても、なにも動揺することはない。政府が原告人となって

しかけてきた勝負なら、あとは自分からも全力で立ち向かい、裁判官たる国民の審判を仰ぐだけだ。それもおそらく前回同様に、自分たちの勝利で終わるだろう。そうした民党派の楽観気分を映したのが、つぎの新聞記事である。

「民党の前途は、靄然として春海の如し。左すれば、此の前途多望なる民党が、其の希望せる目的を実行するを得るは、今や一息の事なり。而うして今一息とは、今年の総選挙なり。今年の総選挙の結果にして前期の議会の如くに民党が首尾よく多数を制せんか、是れ即ち民党の全勝なり。是故に余輩が25年の民党諸士に望むは、唯だ九切の功を一に欠くからしむることのみ」

(明25・1・2 「読売新聞」)

〈靄然〉とは、かすみがかたなびく、いかにものんびりした光景を指す言葉である。解散直後の明治25年1月はじめは、民党の人々はおおむねこのような気分であり、先行きについては何の不安も抱かなかつた。

だがしかし、枝盛やこの記者たちが、当時まるで読みを誤った、重大な要素がひとつあった。それは、原告人となった政府には、まっとうに国民の審判をあおぐという意識はさらさらなく、はじめからルール無視の戦いを、民党に挑む魂胆だったという点である。山県の手紙で見たように、すでに第一議会途中から、国会のありかたに強く非を鳴らす空気が、政府やその周辺で生まれていた。そしてその不満は、やがて第二議会となり前議会以上の民党の強腰があきらかとなった時点で、いっきにボルテージを高め、いまや大波となって政府筋を揺り動かさしめた。

もはや傍目はどうであろうと、それは問題ではない。ことは国家の存亡にかかわり、反逆者の死命を制することができるか否かの瀬戸際である。

大げさではなく、実際こうした気分が、この時期、熱病のように明治政府の人々を捕らえた。かつて明治17年には、自由党員の企図した多く

の激化事件が<sup>3</sup>続発し、政府の心胆を寒からしめた。20年の保安条例の前夜でも、政治的な緊迫度はいっきに高まった。だがそれでも、政府が強権をふるうについては、一部に抵抗もあり、手控える空気も存在した。保安条例を実施した翌日、警視總監・三島通庸を伊藤博文が強く叱ったケースなどはそれである。しかしこの明治25年、まるで開戦前夜のような、強硬と緊迫の空気が政府陣営を支配する。消極的姿勢を見せたのは、せいぜい、第一議会は貴族院議長であり第二議会は枢密院議長と、いわば渦中からはなれた感のあった、伊藤博文あたりでしかなかった。

だがそれにしても、当時の混乱した情勢を回顧するとき、どうしても疑問がのこるのは、国会の始まりにあれほど神経を費やした政府の人間たちが、なぜこの時期、臆面もなくあれほど強気に出られたのかという点である。内心の思いはどうであっても、日本に誕生した〈立憲政治〉の枠組は、もはやそう簡単に取り外すわけにはいかなかった。先に見た民党派の樂觀も、もとはといえばこの判断あつてのものであつた。

ところがこのとき、国民の眼はおろか民党政治家たちもうかがいしれないところで、歴史の針を大きく逆もどりさせるような、大胆な言葉が語られ、やがてそれがまるで二十数年前の〈錦の御旗〉のように、大きく掲げられて、人々のまえに姿をあらわそうとしていた。

明治25年1月。

第二回総選挙の公示は、いよいよあと12日後であつた。